

みんなで支え合う

# 国民健康保険



## 国保に関するQ&A

**Q** 医療費が高額になりました。どうすれば支給が受けられますか？

**A** 診療を受けた方が同じ月内に同じ医療機関や薬局で支払った一部負担金が高額になり、自己負担限度額を超えた場合には、役場住民課保険年金担当へ申請することで、その超えた分を高額療養費として支給が受けられます。

自己負担限度額は、年齢や所得などにより変わりますので、高額療養費を申請される前にご相談ください。

### ○手続きに必要なもの

①被保険者証  
②領収明細書など領収印があり、医療機関等に診療費を支払ったことが確認できるもの(原本)

③世帯主の振込先の金融機関名・口座番号のわかるもの(ゆちょ銀行は除く)

申請人(世帯主)と振込口座の名義

人が異なる場合は、申請人(世帯主)からの委任状が必要となります。

### ○注意事項

①月の1日から月末までの1か月ごとに計算します。

②差額ベッド代、入院時食事療養費にかかる標準負担額など、保険対象外のものを含みません。

③医療機関ごとに計算、同じ医療機関であっても、外来と入院は別計算となります。また、同じ医療機関であっても、内科と歯科は別計算となります。

④70歳未満の方は、同じ世帯で、同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上医療機関に支払った場合、それらを合算して対象額を計算します。

⑤診療月によって、高額療養費の申請を受け付けてから、実際に支給を受けるまで3か月程度かかることもあります。

※なお、引き続き入院により、医療費が高額になりそうな場合は、「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すること)で、支払いが限度額までになりますので、住民課保険年金担当で相談してください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎6571 有線⑤7784

## 国民年金からのお知らせ

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます  
年末調整、確定申告まで  
大切に保管を!

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、国民年金保険料を支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、国民年金保険料を平成22年1月1日から9月30日までに納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。

10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

また、配偶者やご家族の国民年金保険料を納付された場合は、納付された方の社会保険料控除の対象となりますので、このような場合は年末調整や確定申告の手続き

の際ご自身の国民年金保険料の額と合算して申告できます(その際にご家族分の証明書も添付する必要があります)。

### 年金受給者の皆さんへ

「扶養親族等申告書」は  
期限までに提出しましょう!

高齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています(障害年金や遺族年金は課税されません)。

課税対象者となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、提出期限までに役場住民課保険年金担当へ必ず提出してください。この申告による所得税の源泉徴収税額が決定します。もし、提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

### ◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当  
☎6571 有線⑤7784  
草津年金事務所 国民年金課  
☎077-5671-2220